

家庭用蓄電池の勧誘トラブルに 注意しましょう！！

＜相談事例1＞

事業者が「家庭用蓄電池を設置しないか」と自宅を訪問し、「今なら工事費・設置費無料で、元は取れる」などと執拗な勧誘が4時間続き、契約しないと帰ってもらえないと思い契約してしまった。（30代女性）

＜相談事例2＞

電力会社の関連会社を名乗る事業者から「電気料金が安くなる」と電話があり、その後自宅を訪問された。家庭用蓄電池と太陽光パネルの契約を勧められ、契約したが契約した事業者が電力会社の関連会社ではないことが分かり不審だ。（40代男性）

＜アドバイス＞

●その場で契約せずに複数社から見積もりをとり比較検討しましょう。

事業者の突然の訪問等をきっかけに勧誘されたり契約を急かされたりしても、その場で契約はせずに、複数社から見積もりをとり比較検討した上で慎重に事業者の選定を行いましょう。

●事業者の突然の訪問に対しては、事業者名や目的等をしっかり確認しましょう。

事業者が訪問販売を行うときには、消費者に対して、事業者の氏名（名称）、契約の締結について勧誘する目的である旨、販売しようとする商品（権利、役務）の種類を告げなければならないと法律で定められています。まず、これらの事項を確認しましょう。事業者がこれらの事項を告げない等、不審な点がある場合や、そもそも契約するつもりがない場合はきっぱりと断りましょう。

●トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう！

訪問販売に該当する場合は、契約についてクーリング・オフを行うことが可能です。不安に思った場合やトラブルになった場合には、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）

☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】

☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】

☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】

☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎^い1^や88（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん

★5月から相談受付時間を9:00~16:45に変更致しました。